

学校いじめ防止基本方針

令和7年度

開智学園総合部

1. 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国や県の基本方針を参酌し、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、次の内容の基本方針を定める。

1. 本校の実情に応じたいじめ防止等の対策の基本方針を明らかにする。
2. いじめ防止、早期発見、いじめへの対処が組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。
3. いじめ防止等に係る日常的な取り組みの検証・見直しを図る仕組みや、いじめの未然防止に資する啓発活動や教育的取組を行う組織を具体的に定める。
4. いじめや、いじめが疑われる行為を発見した場合の調査組織と流れを具体的に定める。
5. いじめによって引き起こされる重大事態への対応の流れを定める。
6. いじめに対する取組の実効性を高めるために、実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというサイクルを盛り込む。

2. 学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

基本理念

いじめ防止対策推進法第3条

いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、すべての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することの無いようにするため、いじめが児童等に心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指しておこなわなければならない。

これらのいじめの定義・理念をもとにしたいじめの発生についての共通の認識

(ア) いじめは人間として絶対に許されない。

(イ) いじめであるかないかは、当該児童生徒に被害感があるかどうかの問題であって、学校は常にその対応を適切に判断しなくてはならない。

(ウ) いじめの被害者、加害者になることはどの児童生徒にも起こる。比較的短期間で大きく入れ替わることもある。

(エ) いじめの被害感を大人や友人に訴えられる児童生徒と、訴えることのできない児童生徒がいる。

(オ) いじめの形は暴力だけではなく、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視など日常的によくあるトラブルの形をとることが多い。これらのことがしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで重大事態に繋がり得る。

(カ) いじめの被害は表に現れた物理的・身体的な被害だけではなく、表には表れにくい心理的・精神的な被害であることもある。

(キ) インターネットや携帯電話を利用したいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであり、また、インターネット上のいじめは刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となりえることを理解させる。

(ク) いじめの加害の背景には人間関係等のストレスや、授業についていけない焦りや過度な劣等感が深くかわることが多いので、一人ひとりが活躍できる集団作りを心掛けると同時に、児童生徒がストレスを適切に対処できる力を育むことに努める。

(ケ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることの無いように努める。特に「いじめられる側にも問題がある」という認識は事態を深刻化させる。

3. 対策の具体的内容

①いじめの防止

- (ア) いじめの防止等(防止、早期発見、対処)の対策のための組織を設置する。(推進法第22条)なお、この組織は各取組が計画通りに実施されるよう、準備段階から進捗状況を把握し、必要に応じて助言や支援をおこなう。
- (イ) いじめの起きにくい学校風土・学級(Team)風土を作るため、また、いじめに関してすべての教職員に共通理解を持たせるため、意識啓発の研修を行い、職員会議で周知を図る。→(ア)の組織による年間計画
- (ウ) 道徳、ホームルーム、委員会や児童生徒会活動、全校集会等を利用して、児童生徒自らが、周囲の友達や教職員と信頼できる関係を作り上げ、学校生活を送ることができ、規則正しく授業や行事に参加・活躍できるように、指導する。
- (エ) 学年・学級(Team)行事、活動を企画、運営する際、個々の生徒の「居場所」を作ることで自己有用感を育む工夫をおこなう。→ 学年の年間計画
- (オ) 授業がいじめを産むことにつながり、生徒のストレスになることのないよう、教員の研修主事による授業研修を行い、わかる授業づくりやすべての児童生徒が参加・活躍できる授業の工夫のアドバイスをおこなう。
- (カ) 性同一性障害や震災による被災した児童生徒に対するいじめが生じないよう留意する。

②早期発見

- (ア) 児童生徒の間に気になる、遊び、ふざけ、申し出などがあった場合、当該学年の教職員はその情報を共有できる工夫をする。学年会、朝のミーティング、情報メモの交換、職員室での周知など。学年主任はその情報がいつでも共有できるように集約しておく。特に、8 ヶ年児童生徒指導記録簿等に内容を記録化し、情報の共有と、次年度への引き継ぎに努める。
- (イ) 児童生徒の間に気になる、遊び、ふざけ、申し出などがあった場合、当該 Team 担任は、担任間でその情報を共有できる工夫をする。担任会、朝のミーティング、情報メモの交換、職員室での周知など。Team 担任はその情報がいつでも共有できるように集約しておく。学期に一回以上を目標に、児童生徒全員との二者面談を行う。加えて、8 ヶ年児童生徒指導記録簿等に内容を記録化し、情報の共有と、次年度への引き継ぎに努める。
- (ウ) けんかやふざけ合いについては、被害者に着目していじめの有無を判断する。
- (エ) Team 担任は、学年担当や教科担任などと積極的な情報交換に努め、児童生徒個人のささいな変化に気づくための工夫を行う。特にホームルームや昼食時、休み時間の様子を注意深く観察すると共に、積極的に保護者とのコンタクトをとる。
- (オ) 教科担任は授業の様子、ノートや提出物の状況、保健室の出入りなど、児童生徒個人のささいな変化に気づくための工夫を行う。小さな変化であっても、学年主任や Team 担任等に報告し、情報の共有と問題解決に努める。加えて、8 ヶ年児童生徒指導記録簿等に内容を記録化し、情報の共有と、次年度への引き継ぎに努める。
- (カ) 年に2回実施するQUテストや、スクールカウンセラーが実施する生活アンケート等を通じ、Team 担任はその集計結果を踏まえ、児童生徒の動向把握と、Team 経営の一助とする。
- (キ) 教職員に直接訴える以外の相談・通報の窓口(カウンセラーによる相談箱)の利用を促す。
- (ク) 公的な相談電話があることを児童生徒に周知する。

③いじめへの対処

- (ア) いじめは特定の教職員で抱え込まず、取決めに従い速やかに報告し、いじめ対策組織がいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。校内のいじめ対策組織に報告しなかった場合は、法令違反になり得る。
- (イ) いじめの訴え、目撃、通報、あるいは兆候があるときは、公平な観点から正確な事態の把握を迅速に行う。関係者の事情聴取、アンケートの実施、保護者からの情報収集などを組織的に行う。
- (ウ) いじめがあることが確認されたら、まずいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し寄り添い支える体制を作る。
- (エ) いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で、その児童生徒の背景にも目を向け、いじめが絶対許されない行為であり、自分に責任があることを自覚させるよう適切に指導する。
- (オ) 校長の指示のもと、保護者やスクールカウンセラーの意見を聞いたり、医療機関、警察、法務局(特にネット上のいじめに関しては)などとの連携を図る。
- (カ) 謝罪、懲戒を形式的に問うことのみならず、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (キ) いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめが絶対許されない行為であることを認識させ、被害者、加害者を含めた集団の人間関係の修復につとめる。
- (ク) 保護者等に対し、詳細な調査を実施していない段階で、過去の調査結果から「いじめはなかった」「学校に責任はない」などと断定的な発言はしない。
- (ケ) 「いじめの解消」は、2つの要件(①行為が止んでも少なくとも3ヶ月経過していること、②被害者が心身の苦痛を感じていないこと)を満たす必要がある。

● いじめ防止の上で留意すべき主な学校行事と年間計画案（2025年度版）

| | プライマリー | セカンダリー | 備考 |
|-----|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------|
| 4月 | 入学式・始業式 1年特別時間割 1年生を迎える会 エクスカーション Team 懇談会 | 5年生を迎える会・始業式 6年学力調査・Sプロジェクト Team 懇談会 | 運営会 指導部会 主任会 担任会 学年会等 |
| 5月 | QU テスト 生活アンケート 友だち アンケート(いじめに関するアンケート) 異学年球技大会・水泳授業 | QU テスト 生活アンケート いじめに関するアンケート 中間テスト 水泳授業 | 運営会 指導部会 主任会 担任会 学年会等 |
| 6月 | 保護者面談 芸術鑑賞会 授業公開日 | 5 学年 FW 保護者面談 異学年球技大会 芸術鑑賞会 授業公開日 | 運営会 指導部会 主任会 担任会 学年会等 |
| 7月 | 期末考査 終業式 | 期末考査 補習 授業アンケート 7学年 FW・合唱コンクール 終業式 夏期講習 | 運営会 指導部会 主任会 担任会 学年会等 |
| 8月 | 4 学年夏期講習 | 夏期講習 | 運営会 指導部会 主任会 担任会 学年会等 |
| 9月 | 始業式 探究発表会 | 始業式 7・8 学年統一テスト 6 学年 FW | 運営会 指導部会 主任会 担任会 学年会等 |
| 10月 | 運動会 1 学年 AS 4 学年 FW 3 年 FW 友だちアンケート(いじめ に関するアンケート) | 運動会 中間テスト いじめに関するアンケート | 運営会 指導部会 主任会 担任会 学年会等 |
| 11月 | エクスカーション 保護者面談 授業公開 | 8 学年 FW 一貫合流説明会・授業参観 保護者面談 授業公開 | 運営会 指導部会 主任会 担任会 学年会等 |
| 12月 | 期末考査 終業式 | 期末考査 補習 授業アンケート 探究中間発表 終業式 冬期講習 | 運営会 指導部会 主任会 担任会 学年会等 |
| 1月 | 始業式 2 学年 WS・4年到達度テスト | 始業式 7・8 学年 Z 会模試 | 運営会 指導部会 主任会 担任会 学年会等 |
| 2月 | 開智発表会 音楽発表会 Team 懇談会 4 学年進級説明会 | 開智発表会 Team 懇談会 | 運営会 指導部会 主任会 担任会 学年会等 |
| 3月 | 期末考査 4年生を送る会 修了式 | 期末考査 補習 修了式 8年生を送る会 | 運営会 指導部会 主任会 担任会 学年会等 |

- ① 様々な学校行事を通じて、いじめの兆候を早期に発見し、問題解決の手立てとする。
- ② 様々な学校行事を通じて、いじめの問題への理解を深め、予防に役立てる。
- ③ 運営会、指導部会、主任会、担任会、学年会等の各種会議においては、通常の学校活動のために必要な議論・検討の場とすると共に、常にいじめ防止・いじめ問題への対応等についても留意し、様々な学校行事を通じていじめ予防やその対策に努める。
- ④ 児童生徒会活動等を通じて、子ども自身が、いじめ防止・いじめ問題への対応を考え、理解や意識の向上の一助となるよう働きかける。

4. いじめ防止等対策組織

いじめ防止対策推進法第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする

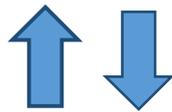
《いじめ防止等対策委員会（運営会）》

構成員：校長、副校長、教頭、教頭補佐、指導教諭

- ・いじめ対応
- ・いじめ防止等対策

年間計画の検討と策定

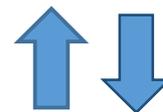
- いじめ未然防止のための企画
- 教職員の資質・能力向上のための研修企画
- 学校行事や異学年活動を活かした計画企画



《指導部会》

構成員：PS 指導部主任、人権教育担当
各学年指導部担当教員
他の指導部員
スクールカウンセラー、養護教諭

- ・いじめを含む生徒指導事項の報告
- ・対応中事案の問題点と進捗状況の検討



《担任会（PS で別に開催）》

構成員：P 教頭、P 所属教員
S 教頭、S 所属教員
スクールカウンセラー
養護教諭

- ・いじめを含む生徒指導事項の報告
- ・対応中事案の問題点と進捗状況の検討



《P 主任会》

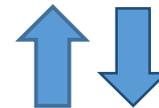
構成員：教頭、教頭補佐、
指導教諭、学年主任

- ・対応中事案の問題点と進捗状況の検討

《S 主任会》

構成員：教頭、教頭補佐、学年主任

- ・対応中事案の問題点と進捗状況の検討



《学年会》

構成員：学年主任
学年付き教員

- ・計画・企画の進捗状況の確認
- ・各 Team 等の問題事項、成果、現状などの報告

5. いじめ調査の手順

校長の指名

- ・いじめの訴え、目撃の通報等
- ・教職員による気づき

《緊急会議》

事実調査方針の決定

当該 Team 担任、学年主任、指導教諭、教頭補佐、教頭（事案の性質によって、スクールカウンセラー、養護教諭）

→ 事実関係聴取計画。状況、情報の共有。当座の関係児童生徒の指導、支援方針。当該保護者との連携方針の相談等。

- ・調査の開始
- ・当該保護者への初動報告
- ・被害生徒への支援の開始
- ・いじめ防止等対策委員会への報告

《いじめ対策緊急会議》

対策と指示の決定

当該 Team 担任、教科担当等、学年主任、指導教諭、教頭補佐、教頭、副校長、校長

-
- ・情報の共有
 - ・いじめとして取り扱うか否かの決定
 - ・関係生徒の指導、支援方針の体制の決定
 - ・保護者との連携を含む対応方針の最終決定

→
運営会、指導部会、PS 主任会等での
事態と対応の共有

- ・学年構成メンバーへの事態の周知と協力の要請
- ・対策委員会へ進捗状況の報告

《いじめ防止等対策委員会》

委員会への報告と事案の共有

当該 Team 担任、教科担当等、学年主任、指導教諭、教頭補佐、教頭、副校長、校長

-
- ・事態の收拾の確認
 - ・発生環境の抜本的な原因、要素を探り、未然防止の対応
 - ・加害生徒の懲戒処分の決定
校務連絡会、指導部会での事態と対応の共有

→
PS 担任会、職員会議等での
事態の対応の共有

6. 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に挙げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) ・児童生徒が自殺した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定。

(2) 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安に関わらず、校長の判断により、迅速に調査に着手し、速やかに理事長に報告する。

※ いじめられて重大事態に至ったという申し立てが児童生徒や保護者からあったときは、学校にいじめとしての認識がなかったとしても、すみやかに校長が対策委員会を招集しなければならない。

●1 学校の下に重大事態の対策委員会を招集する

- ※ 通常の委員会メンバーに加えて、当該生徒学年主任、Team 担任、当該教科担当、指導部学年担当教員、事案の性質によっては、スクールカウンセラー、養護教員を加える。
- ※ 適切な（公平性、中立性のある）調査組織と調査方法を検討し、必要に応じて、学校弁護士、警察、医師、教員経験者などの参加を要請する。
- ※ 関係生徒の指導・支援体制を組む。
- ※ つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝え、今後の学校との連携方法について話しあう。

●2 調査の方針

- ※ 因果関係の特定を急がず、事実関係を可能な限り網羅的に明確に客観的に行う。
- ※ 調査結果は随時上記対策委員会に報告し、委員会は常に状況把握に努める。
- ※ 随時、指導・支援体制に修正を加え、組織でより適切に対応。
- ※ アンケートを実施は、当事者に対して情報を提供する場合があることを、事前に告知する。

●3 情報の開示

- ※ 児童生徒への指導を優先させるとともに、適時、適切な方法で、経過報告を行う。
- ※ 関係者の個人情報には十分配慮するが、個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。
- ※ 必要に応じ全校児童生徒及び保護者に対して、事案の内容について適切に報告する。
- ※ いじめ防止に向けた取組を人権教育の一環として学校評価の評価項目に入れる。

●4 調査結果を県に報告

- ※ すみやかに県の当該部署に報告する。(いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、当事者の文書を添付する。)

●5 調査結果記録の保管

- ※ 調査により把握した情報の記録は、児童生徒の在籍期間等も踏まえ、少なくとも5年間は保存する。また、記録を廃棄する際は、被害者児童生徒や保護者の状況等を十分に考慮する。

7. いじめを早期に発見し、いじめ問題の深刻化を予防するための学校づくり

原則1. いじめは誰にでも、どこでも、必ず起こる(起きている)という前提で意識し、行動する。

2. いじめの問題は決して一人に対応せず、学校と保護者家庭との連携を図りつつ、組織的に対応する。
3. いじめの問題は必須の成長過程の1つであり、問題が起こらない(起こさない)ことも大切だが、事後の指導・教育にも留意し、人間的な成長を促す。

原則1について

① 些細な変化に留意し、いじめのサインを見逃さない(例)。

- ほかの子どもより早く(遅く)登校する。
- 鬼ごっこでいつも鬼をやっている。
- 授業で、発表の回数が少なくなる。
- 給食の盛りつけが極端に多い(少ない)。
- 授業中に、机や椅子が少し離れている。
- 特に用事がないのに職員室に来る。
- よく保健室に来る。
- 役割を決める時、その子がよく推薦される。
- 掃除の時に、特定の机が運ばれず、最後まで残る。
- 別の場所のトイレを使っている。
- プリント等が配られない、落とされる。
- 授業中に野次が飛ぶ。

いじめの現場を発見できることは少ないが、必ずいつもとは違う何かが存在する。子どもが発するいじめのサインを見逃さず、その変化の背景にある何かに留意することが重要である。これは「ふざけ合い」であり「いじめ」ではない等と安易に判断せず、今は「ふざけ合い」であっても、やがてはそれが「いじめ」に発展する危険性を意識し、問題が深刻化する前に対応する。

② 子どもとの理解・信頼を深め、子どもにとって相談できる、頼れる教師となる。

自殺などの深刻な事態に発展したケースでは、多くの子どもが「先生に相談しても無駄」「いじめがよりひどくなるだけ」と捉えている現実がある。子どもの悩みに真剣に耳を傾け、誠実に対応してくれるという信頼関係の育成が重要で、日頃から「喜びも悲しみも子どもたちと一緒に共感できる」教師であることが求められる。

原則2について

① 例として Team 内で問題が発生したとするならば、Team 担任が主体となって問題解決に努力しなければならないが、Team 担任だけで問題を解決することが求められるのではない。学年や指導部らと相談し、共同で全教員が一丸となって組織的に問題解決にあたる必要がある。従って、いじめの兆候を察知した場合は「自分ひとりで」抱え込もうとせず、いじめの発生を「恥だ」とする考えを戒め、情報を遅滞なく周りの教員への報告・連絡・相談に努めなければならない。

② 報告・連絡・相談を受けた教員は、最大限の努力を傾け協力しなければならない。スクールカウンセラーや養護教員などは、専門的な知識や経験を活かすと共に、一般の教員とは違う視点からの助言や協力が求められる。加えて、保護者との連携にも努め、学校と家庭が同じ方向性で問題解決に努力できるような態勢づくりに努める。運営会、指導部会、主任会などは、問題解決のための中核となり支援する。

原則3について

子どもの世界においては「人をいじめた、いじめを受けた、人の心を傷つけた、傷つけられた」という経験は誰もが一度は通る成長のための通過点でもある。大切なことは事態が深刻化する前に、子どもたちが深くじっくり考え、反省し、「叱られるから」ではなく「人として許されない」という意識まで理解を高めさせることが大切である。罪を罰するのではなく、次の成長へと繋げられるよう教育的な視点で問題解決に当たる。